

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法（第 1 7 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は B ときは、あらかじめ C ならない（注）。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A	B	C
1 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ
2 通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣の許可を受けなければ
3 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣に届け出なければ
4 通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ

[2] 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に関する次の事項のうち、電波法（第 5 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から 2 年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後 2 週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から 2 年を経過しない者

[3] 総務大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならない無線設備の機器に関する次の事項のうち、電波法（第 3 7 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第 3 1 条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

[4] 次の記述は、無線設備の安全性の確保等について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3及び第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備は、破損、発火、発煙等により **A** ことがあってはならない。
- ② 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に **B** のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
 - (1) 平均電力が **C** 以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動する無線局の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B	C
1	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	無線従事者	50ミリワット
2	他の電氣的設備の機能に障害を与える	無線従事者	20ミリワット
3	他の電氣的設備の機能に障害を与える	取扱者	50ミリワット
4	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	取扱者	20ミリワット

[5] 通信方式の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「単信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。
- 2 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
- 3 「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
- 4 「同報通信方式」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を **A** していなければならない。
- ② 無線従事者は、 **B** に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) 写真1枚
 - (3) **B** の変更の事実を証する書類（ **B** に変更を生じたときに限る。）
- ③ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から **C** にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

	A	B	C
1	無線局に保管	氏名又は住所	10日以内
2	無線局に保管	氏名	30日以内
3	携帯	氏名又は住所	30日以内
4	携帯	氏名	10日以内

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を B に人命の救助、災害の救援、 C の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 有線通信	利用することができないとき	電力の供給
2 電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	電力の供給
3 有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	交通通信
4 電気通信業務の通信	利用することができないとき	交通通信

[8] 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第55条、第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

[9] 次の記述は、総務大臣が免許人等（注）に対して行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

総務大臣は、免許人等が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて C を制限することができる。

A	B	C
1 3月	電波の発射	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
2 3月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
3 6月	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4 6月	無線局の運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力

[10] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の検査等について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。

② ①の検査は、当該無線局（注）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の A 前までに、当該無線局の無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、 B することができる。

注 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

③ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を C しなければならない。

	A	B	C
1	1月	一部を省略	無線局検査結果通知書の余白に記載
2	3月	一部を省略	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告
3	3月	省略	無線局検査結果通知書の余白に記載
4	1月	省略	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告

[11] 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局（登録局を除く。）の免許人に対して行うことができる処分に関する次の事項のうち、電波法（第71条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずること。
- 2 臨時に電波の発射の停止を命ずること。
- 3 当該無線設備の使用を禁止すること。
- 4 無線局の免許を取り消すこと。

[12] 無線局の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付するものとし、その免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。